

議案第 17 号

京丹後市個人情報保護条例の一部改正について

京丹後市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 2 条の規定により、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規律が個人情報保護法において定められ、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市個人情報保護条例の一部を改正する条例

京丹後市個人情報保護条例（平成17年京丹後市条例第11条）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

京丹後市個人情報保護条例(平成17年京丹後市条例第11号)新旧対照表

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p>京丹後市個人情報保護条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月30日<br/>条例第11号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略)<br/>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p>第3条～第62条 (略)</p> | <p>京丹後市個人情報保護条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月30日<br/>条例第11号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略)<br/>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p>第3条～第62条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> |